

彩の国さいたま人づくり広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

平成11年8月2日

条例第19号

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(行政財産の無償貸付等)

第2条 行政財産である土地を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合は、無償若しくは時価よりも低い価格で貸し付け、又は地上権を設定することができる。

(普通財産の交換)

第3条 普通財産のうち不動産及びその従物は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他人の所有する不動産及びその従物と交換することができる。ただし、価格の差額が、その高価なものの価格の6分の1を超えるときは、この限りではない。

(1) 彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体若しくは土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業を行う者（以下「公共団体等」という。）において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）の用に供するため広域連合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、その差額を補足させることを要しない。

(普通財産の譲与又は減額売払い)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で売り払うことができる。

(1) 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該公共団体等に譲渡するとき。

(2) 公共団体等において設置又は管理の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の範囲内において当該公共団体等に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

- (4) 公用又は公共用に供する財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価格に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第5条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

- (1) 公共団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けている者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、公益上必要があると認められるとき。

(物品の交換)

第6条 物品のうち広域連合長が定める自動車は、当該自動車に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認められるときは、これを他人の所有する自動車と交換することができる。

2 第3条第2項本文の規定は、前項の交換について準用する。

(物品の譲与又は減額売払い)

第7条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で売り払うことができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、公共団体等又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第8条 物品は、公益上必要があると認められるときは、公共団体等又は私人に無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。